

寒狭川中部漁業協同組合内共第9号第5種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、寒狭川中部漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内共第9号5種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、あまご「あめのうお」、こい、おいかわ「しらはえ」及びうなぎをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、竿釣(友釣、餌釣、ルアー釣、毛ばり釣、ガリ釣及びピンコ釣)による遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域、及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出又はオンラインシステムよりしなければならない。
- 3 組合は第1項の規定による申請があったときは、竿釣又は刺網による遊漁の場合には第14条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動植物の採捕に著しい障害があると認められる場合又は第14条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。
- 4 遊漁者は、直ちに、第9条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(キャッチアンドリリース区間の設置)

第3条 次の表のア欄に掲げる魚種は、イ欄に掲げる区域でウ欄に掲げる期間において、採捕した魚を所持し、又は販売を行うことはできず、採捕した場で再放流しなければならない。ただし、第10条に規定する区域であって特定釣り漁場が開設される期間においては、この限りでない。

ア 魚種	イ 区域	ウ 期間
あまご	丸瀬堰堤から上流の巴川、島田川及び岩波川の区域	2月1日以降組合が定めた解禁日から9月30日まで
	田代川(巴川合流点の上流500メートルより下流部)及び木和田川(新城市作手木和田字シヤクジ1の2砂防ダムより下流部)においてこの組合が定めて公表する区域	

- 2 前項の公表は、組合事務所および組合が委託する遊漁券販売所等に掲示するほか、組合のウェブサイトにて公表するものとする。

(漁具・漁法の制限)

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種のイ欄に掲げる漁具、漁法による遊漁は、ウ欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

ア 魚種	イ 漁具・漁法	ウ 規模
あゆ	竿釣(友釣、ルアー釣)	掛け針 4本以内 竿の長さ(ルアー釣に限る。) 3m未満
	竿釣(ガリ釣、ピンコ釣)	仕掛けの全長 100センチメートル以内 ピンコ釣の針 5段以内
	刺網	網の全長 100メートル以内 網目の大きさ 2.0センチメートル以上

あまご	竿釣（ルアー釣、フライ釣及びリールを使用する釣に限る。）	針はシングルフックでバーブレス
おいかわ、うなぎ	うげ	うげの目合 1センチメートル以上

2 次の表の左欄に掲げる魚種は、右欄に掲げる漁具・漁法を除き遊漁をしてはならない。

魚種	漁具・漁法
あゆ	竿釣（友釣、ルアー釣、ガリ釣、ピンコ釣）、刺網及び引かけ
あまご	竿釣
こい	竿釣
おいかわ	竿釣及びうげ
うなぎ	竿釣、うげ及びなげぶて

3 次に掲げる漁法により水産動物を採捕してはならない。

- (1) 水中に電流を通じてする漁法
- (2) びんづけ（セルロイド製、陶器製その他これらに類するものによる場合を含む。）
- (3) 動力を利用する瀬干漁法
- (4) 火光を利用して行う漁法
- (5) 水中銃（発射装置を有する刺突具類であって、水中で使用するもの）

（遊漁期間及び区域）

第5条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる漁具漁法により、ウ欄に掲げる区域内においてエ欄に掲げる期間でなければならない。

ア 魚種	イ 漁具・漁法	ウ 区域	エ 期間
あゆ	竿釣（友釣）	禁止区域以外の区域	5月11日から12月31日までの間で組合が定めて公表する期間
	竿釣（リールを使用したルアー釣）	・豊川(全域) ・巴川、島田川及び岩波川で組合が定めて公表する区域	5月11日から12月31日までの間で組合が定めて公表する期間
	竿釣（ガリ釣及びピンコ釣）	禁止区域以外の区域	9月10日から12月31日までの間で組合が定めて公表する期間
	刺網 引かけ	組合が定めて公表する区域	9月15日から12月31日までの間で組合が定めて公表する期間
あまご	竿釣（ルアー釣、フライ釣及びリールを使用する釣を除く。）	豊川（全域）及び巴川（丸瀬堰堤から下流）	2月1日以降組合が定めて公表する解禁の日から9月30日までの期間
	竿釣（ルアー釣、フライ釣及びリールを使用する釣に限る。）	禁止区域及び巴川（丸瀬堰堤から下流豊川合流点まで）以外の区域	2月1日以降組合が定めて公表する解禁の日から9月30日までの期間
こい	竿釣	禁止区域以外の区域	2月1日以降組合が定めて公表する解禁日から12月31日までの期間
おいかわ	竿釣、うげ	禁止区域以外の区域	2月1日以降組合が定めて公表する解禁日から9月30日（ただし、うげは3月1日から9月30日）までの期間
うなぎ	竿釣、うげ、なげぶて	禁止区域以外の区域	2月1日以降組合が定めて公表する解禁日から12月31日までの期間

- 2 前項の公表は、組合事務所および組合が委託する遊漁券販売所等に掲示するほか、組合のウェブサイトにて公表するものとする。

(禁止区域)

第6条 次の表の左欄に掲げる区域内においては、右欄に掲げる期間中は遊漁をしてはならない。

区 域	期 間
峯川（全域）、大血沢川（全域）、西栃沢川（全域）、東栃沢川（第1堰堤より上流部）、白石川（全域）、田代川（巴川合流点の上流500メートルより上流部）、巴川（旭橋より上流部）、上島田川（全域）、木和田川（新城市作手木和田字シャクジ1の2砂防ダムより上流部）、岩波川（岩波橋より上流部）、中須曾川（全域）、宮川（全域）、和田川（全域）、野登木川（全域）、赤羽根川（全域）、小林川（全域）及び弓木沢川（全域）	1月1日から 12月31日まで
東栃沢川（第1堰堤より下流部）、田代川（巴川合流点の上流500メートルより下流部）及び木和田川（新城市作手木和田字シャクジ1の2砂防ダムより下流部）においてこの組合が定めて公表する区域	

- 2 前項の公表は、組合事務所および組合が委託する販売店等に掲示するほか、組合のウェブサイトにて公表するものとする。

(全長制限)

第7条 次の表の左欄に掲げる魚種については、それぞれに右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
こ い	30センチメートル
あまご	15センチメートル
うなぎ	30センチメートル
おいかわ	5センチメートル
あ ゆ	10センチメートル

(尾数の制限)

第8条 次の表の左欄に掲げる魚種は、1人1日あたりそれぞれ右欄に掲げる尾数を保持してはならない。ただし、組合が別に定める場合は、尾数制限を解除することができる。

魚 種	尾 数
あまご	10尾
あ ゆ	30尾（竿釣に限る。）

- 2 前項ただし書の解除をする場合は、解除する期間及び区域を組合事務所および組合が委託する販売店等に掲示するほか、組合のウェブサイトにて公表するものとする。

(遊漁料の額及び納付方法)

第9条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、第1号の場合において遊漁者が高校生以下のときは無料、肢体不自由者の時は同号に掲げる額の二分の一に相当する額とし、次項ただし書に規定する方法により納付するときは、あゆについては1,500円、雑魚については1,200円加算した額とする。

一 竿釣によるの場合

魚種	漁具・漁法	遊漁料（税込み）	
		1日	1年
あゆ	竿釣	1日	2,500円
		1年	15,000円
あまご、こい、おいかわ及びうなぎ (以下「雑魚」という。)	竿釣	1日	1,800円
		1年	8,700円

二 その他の場合

魚種	漁具・漁法	遊漁料（税込み）	
あゆ	刺網	1日	7,500円
	引かけ		
雑魚	うげ	1日	1,800円
	なげぶて		

2 遊漁料は、組合事務所、組合が委託する遊漁券販売所等又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

3 前項に規定する遊漁券販売所等は、組合及び組合が委託する遊漁券販売所等に掲示するほか、組合のウェブサイトにて公表するものとする。

(特定釣り漁場の設定)

第10条 前条第1項の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる区域において、イ欄に掲げる期間にウ欄に掲げる魚種を対象に組合が開設する特定釣り漁場において遊漁しようとする場合は、エ欄に掲げる遊漁料を納付しなければならない。ただし、遊漁者が中学生以下又は肢体不自由者のときは、エ欄に掲げる額の2分の1に相当する額とする。

ア 区域	イ 期間	ウ 魚種	エ 遊漁料(税込み)	
島田川 中島堰堤から、上流 赤松堰堤までの区間	毎年2月1日から9月30日 までの期間内で組合が定めて 公表する日	あまご	1日	3,000円

(遊漁承認証に関する事項)

第11条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証(オンラインシステムにより発行されるものを含む)を遊漁者に交付するものとする。

(1) 承認を受けたものの氏名、住所

(2) 承認期間

(3) 魚種

(4) 漁具、漁法

(5) 遊漁区域

(6) 遊漁料の額

(7) 注意事項

(8) その他参考となるべき事項

(9) 発行者名

2 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

- 第12条 遊漁者は、遊漁をする場合には遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときはこれを提示しなければならない。
- 2 遊漁者は、遊漁に際しては漁場監視員の指示に従わなければならない。
 - 3 遊漁者は、遊漁に際しては相互に適当な距離を保ち、漁業者及び遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
 - 4 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

- 第13条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。
- 2 漁場監視員は、次に掲げる次項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する帽子を着用するものとする。
 - (1) 氏名
 - (2) 有効期間
 - (3) 注意事項
 - (4) その他必要な事項
 - (5) 発行者名

(違反者に対する措置)

- 第14条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは行わないものとする。

附 則

この規則は、令和6年1月1日又は愛知県知事が認可した日のいずれか遅い日から施行する。